

平成 1 8 年度

保健所行政の施策及び予算に関する要望書
資料

平成 1 7 年 6 月

全国保健所長会

目次

(重点要望)

- 1．保健所における健康危機管理機能の強化
- 2．健康日本21の推進
- 3．健やか親子21の推進
- 4．保健所における研修医等の指導体制の強化
- 5．医事・薬事対策～安全な医療の提供
- 6．精神保健福祉対策の推進
- 7．結核対策の推進
- 8．感染症対策の推進

(一般要望)

- 9．歯科保健対策の推進
- 10．成人・老人保健対策の推進
- 11．難病対策の推進
- 12．食品保健対策の推進
- 13．災害弱者対策の充実

(重点要望)

1. 保健所における健康危機管理機能の強化(厚生科学課、健康局総務課地域保健室、地方課、食品安全部企画情報課検疫業務管理室)

(1) 健康危機管理の対策拠点である保健所の所長は、的確に組織を管理、運営する能力を必要とする。「公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会」報告書をふまえ、公衆衛生に関する卒前及び卒後教育も含め、資質の優れた保健所長及び保健所医師の確保と育成を目的とした体制整備の充実を引き続き図られたい。

(ア) 趣旨

健康危機管理の拠点は保健所であり、保健所における危機管理機能の充実を継続的に図っていくことは不可欠。その中でも、医師の役割は大きい。

(イ) 具体的要望

大学医学部における公衆衛生教育の充実。

公衆衛生医師確保事業の充実と推進。

保健所医師への危機管理に関する研修の継続。

(ウ) 参考等

15年度から健康危機管理の研修、16年度からは公衆衛生医師確保推進登録事業が始まっている。

地域保健法改正も視野に入れた保健所の危機管理機能強化が検討されている。

公衆衛生医師育成・確保推進事業が新規計上。

(2) 保健所における健康危機管理体制の充実のためには、医師以外にも種々の専門職が不可欠である。自治体におけるこれら専門職の確保・育成に対しても、より一層の支援を図られたい。

(ア) 趣旨

健康危機管理の拠点は保健所であり、保健所における危機管理機能の充実を継続的に図っていくことは不可欠。

(イ) 具体的要望

保健所の主要業務を健康危機管理業務主体へ移行する場合、各種専門職の配置に関する法的規定・財政的裏付け。

(ウ) 参考等

(1)に同じ。

(3) 健康危機管理において、複数の自治体にまたがった広域的対応や部門横断的な総合的対応の重要性が高まっている。国においては、引き続き自治体間の調整や省庁間の連携を行うことにより保健所での健康危機対応を支援されたい。

(ア) 趣旨

個別自治体では対応が困難な広域的対応を迫られる事態が多発している。

上記の状況に伴う、自治体間、自治体と国の連携充実の必要性が高まっている。

(イ) 具体的要望

地域における複数自治体会議の設置など自治体間連携強化につながる施策への財政的支援。

地方厚生局（健康危機管理関連部門）の調整力の強化。

- (4) 地域における健康危機管理体制の一貫として、保健所や衛生研究所等でのバイオハザード対応を含む検査機能の充実に対して、財政的支援をより一層強化されたい。

(ア) 趣旨

保健所、地方衛研・都道府県等、国それぞれにおける検査機能の強化と役割分担の明確化が必要である。

保健所及び地方衛研において、検査機能の強化に関する明確な法的裏付けが無く、保健所や衛研のみでは予算化が難しい面がある。

(イ) 具体的要望

都道府県あるいは二次医療圏域程度を単位とした、バイオハザードレベル3またはレベル2の検査体制整備への法的・財政的裏付け（整備部署は地域状況に応じて保健所あるいは地方衛研等）。

現在進められている「地域保健対策検討会」の「地域における健康危機管理のあり方」の中で、保健所、衛研の検査機能に関する明確な位置づけ。

(ウ) 参考等

- (5) 比較的発生頻度が低く、地域によっては経験することが少ない毒劇物・化学物質関連事例、原子力・放射線災害、自然災害等に関して、保健所職員等への専門的研修を引き続き継続されたい。

(ア) 趣旨

(2) に同じ。

(イ) 具体的要望

現在行われている健康危機管理関連の研修の計画的継続（各種専門職種別、行政経験年数別等）。

(ウ) 参考等

2. 健康日本21の推進（健康局総務課生活習慣病対策室、地域保健室）

- (1) 現在まで地域保健推進特別事業により先駆的な事業が行われ、地域における様々な施策の展開に結びついている。「健康日本21」地方計画を含む地域の公衆衛生施策を推進するため、今後も同様事業の継続と充実を図られたい。

(ア) 趣旨

本事業は、健康に関連する機能を持った社会の様々な主体が参加して地域の保健問題に取り組むことにより、地域に即した住民の支援環境をつくることにつながり、地域の公衆衛生施策の推進に大いに寄与していた。

(イ) 具体的要望

公衆衛生施策の中で、重点的な事業実施に対する財政的支援の継続。

本年度までと同様に重点事項を設ける等の方式をとる場合は、年度毎の重点事項決定に際して保健所長会等、関係団体に対する意見聴取の機会提供。

(ウ) 参考等

「健康日本21」関連事業への財政支援は交付税措置。
前年度より、地域保健推進特別事業は統合補助金へ移行予定。

(2) 健康寿命延伸と生活習慣病予防のため、保健所等における地域保健と職域・学校保健との連携が円滑に進展するよう、技術的及び財政的支援の充実を図られたい。

(ア) 趣旨

国としても、連携事業が進められているが、未だ充分機能しているとはいいがたい。

(イ) 具体的要望

自治体等が実施しているモデル的な事業への財政的支援の拡充。
地域保健推進特別事業と同様な事業を存続する場合、重点事項への採択。

(ウ) 参考等

職域との連携に関しては、次項(3)の参考を参照。

(3) 「地域・職域連携共同モデル事業」(平成14年度)、また、平成17年度からは「身近に地域・職域で受けられる専門相談・指導等」として、地域保健と職域保健が連携する体制の整備があげられている。保健事業に関して、異なる保険者による制度間の連携方策について引き続き検討されたい。

(ア) 趣旨

「健康診査の実施等に関する指針検討会議」での協議を経て、「健診データに基づく継続的な健康指導」が予算化されているが、まだ実効性のある制度は見えてこない。

(イ) 具体的要望

学校、職域、老健事業など制度別に実施されている健診で得られる個人データが継続的に活用できるシステム開発・研究の推進。

(ウ) 参考等

平成17年度厚生労働省予算事項

1. 生活習慣病対策等推進の一環として、「健診データに基づく継続的な健康指導」が計上。
2. 有効性の高い健康診査の推進として、「健診項目の重点化、検診の精度管理、健診データの判定基準等に関する研究と有効性の検証」が計上。
3. 「働き盛りの健康安心プラン」による生活習慣病対策の推進の中で、身近に地域・職域で受けられる専門相談・指導等として地域保健と職域保健が連携し、医療保険者による保健事業の共同実施があげられている。
4. 地域・職域連携推進事業費が新規計上。

(4) たばこ規制枠組み条約の批准に伴い、その実効性を諸外国並みに高めるために必要な法令等の整備について検討を進めていただきたい。

(ア) 趣旨

実効性のある受動喫煙防止方策を実施するためには、健康増進法に規定されている努力義務のみでは不十分。

(イ) 具体的要望

受動喫煙防止に関する何らかの規制的制度が必要であると考え、その内容について省庁横断的な検討の推進。

(ウ) 参考等

平成16年3月9日、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に署名し、6月8日には同条約の受諾書を国連事務総長に寄託し、平成17年2月に条約発効した。

(5) 健康増進法に係る受動喫煙防止を広く普及・啓発する一環として、禁煙・分煙状況の全国的な調査を継続されたい。

(ア) 趣旨

本事項に関する啓発は、地域特異的ではなく全国的な課題である。調査自体が、大きい啓発効果を持つ。自治体においても各種施設における禁煙・分煙状況等の調査は行われているが、全国の様子は不明であり、自らの自治体との比較ができない。

(イ) 具体的要望

全国的な公共機関、行政機関、医療機関など施設種類別、禁煙・分煙状況別調査等の実施とその情報還元。

(ウ) 参考等

平成17年度厚生労働省予算事項

1. 身近に地域・職域で受けられる専門相談・指導等として、受動喫煙対策が遅れている施設等を対象とした禁煙・分煙指導の強化。
 2. 効果的な保健指導の推進として、禁煙支援のマニュアルの策定普及。
- 平成12年以降、厚生労働省は全国自治体等の庁舎について分煙状況の調査を行っている。

(6) 増加しているたばこ関連疾患を減少させるため、喫煙の害について正しい知識の普及、禁煙希望者へのサポート等、国民の喫煙率を下げるための施策のさらなる充実を図られたい。

(ア) 趣旨

若年者の喫煙抑止、喫煙者の禁煙サポート等種々の対象に対する全国的な啓発や施策が必要。

(イ) 具体的要望

全国的な情報提供、啓発活動の拡充。

(ウ) 参考等

(5)に同じ。

3. 健やか親子21の推進(医政局指導課、雇用均等・児童家庭局母子保健課、総務課虐待防止対策室)

(1) 深刻化する児童虐待問題に対処するため、予防の視点から保健及び福祉両面における子育て支援施策の一層の充実を図られたい。

(ア) 趣旨

17年度は児童虐待、DV対策等の関連支援事業に対する総合補助金の創設が図られているが、それらの継続的充実が必要。

(イ) 具体的要望

創設された次世代育成支援対策交付金(特にソフト交付金)の有効活用と事業評価、評価に基づく対象事業の追加や見直し。

(ウ) 参考等

平成17年度厚労省予算事項

1. 児童虐待・DV対策等総合支援事業の創設：従来の児童虐待防止対策関連事業、DV・女性保護対策関連事業等を再編・整理し、補助金の緩和等を図る。自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする総合補助金を創設。

(ア) 主な対象事業：(1)児童虐待防止対策支援事業(2)児童家庭支援センター運営事業(3)里親支援事業(4)児童自立生活支援事業(自立援助ホーム)

2. 次世代育成支援対策交付金の創設。

「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の設置。

(2) 思春期保健対策として、不登校、ひきこもり、性感染症、エイズ対策、薬物乱用防止対策、喫煙防止対策等を総合的かつ効果的に推進することが重要である。地域において地域保健と学校保健との連携が充分行えるよう、国においても所管部門を越えた施策の実施体制について検討されたい。

(ア) 趣旨

国においても、連携に関して種々の工夫がなされているが、現状では不十分。連携を図る上で、地域対応のみでは地域的不均衡が生じ、限界もある。

(イ) 具体的要望

地域において保健所が教育機関との連携を有機的にできるような仕組みの構築を、国(厚生労働省と文部科学省協働)としても検討。

(ウ) 参考等

スクールカウンセラーの導入、養護教諭等による保健との連携が図られる等、また、ボランティアの参画など様々な事業展開が図られている。しかし、現在は、教育部門に於いては学校長の判断が最優先となっているために様々な障害がある。

(3) 子どもの食育対策を効果的に推進するため、地域における関係機関・団体との連携・協働が円滑に行えるよう、国においては省庁の連携に引き続き努めると共に、施策の推進と事業支援を充実強化されたい。

(ア) 趣旨

(2)に同じ

(イ) 具体的要望

保健所が関連組織との連携を有機的にできるような仕組みの構築を、国としても検討

地域保健推進特別事業と同様な事業を存続する場合、重点事項への採択。

(ウ) 参考等

平成17年度厚労省予算事項

1. 国民健康づくり運動を通じた食育推進（糖尿病予防）。
2. 健やか親子21による母子保健運動を通じた食育推進（乳幼児栄養調査実施など調査研究）。
3. 消費者とのリスクコミュニケーションを通じた食育推進。

(4) 小児救急医療体制のさらなる整備促進と同時に、長期入院患児の入院環境整備や在宅医療等、急性期以降の小児医療体制の充実も図りたい。

(ア) 趣旨

地域における小児救急医療体制の整備は急務。小規模自治体独自では体制構築は困難。

急性期のみでなく、慢性疾患患児の長期入院・在宅医療体制の整備も必要。

(イ) 具体的要望

地域（都道府県単位）が行う救急医療体制整備への財政的支援の充実。

小児救急医療体制整備に関する事項を医療計画内に規定。

(ウ) 参考等

平成17年度厚労省予算事項

1. 小児救急医療体制の整備推進（小児救急医師の確保を図るための調整を二次医療圏単位から都道府県単位に拡大等）。

(5) 発達障害児に関する、保健医療分野にまたがった療育体制の整備をさらに推進されたい。

(ア) 趣旨

「発達障害者支援法」が施行され、具体的施策として障害福祉圏域における支援モデル事業や自閉症・発達障害支援センターの拡充があげられているが、現状の療育体制は地域により較差があり、質的及び量的に不十分。

(イ) 具体的要望

発達障害支援センターの質的量的拡充に対する財政的支援の拡充。

発達障害に関する医療を含めた多方面にわたる専門家の育成方策の具体化。

(ウ) 参考等

平成17年度厚労省予算事項

1. 発達障害児の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うため、支援体制整備をモデル的に実施。自閉症・発達渉外支援センターの拡充。

(6) 思春期保健対策を推進するため、医療分野では児童精神科医等専門家の養成及び確保、また、保健所等関係職員の資質向上に向けた研修を充実強化されたい。

(ア) 趣旨

医療及び保健分野双方とも、専門職の配置が不十分。

(イ) 具体的要望

国として、医療分野での児童精神科医等専門家の養成方策の検討。

保健所職員に対する、思春期保健に関する研修の継続。

(ウ) 背景等

平成17年より「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討

会」を設置し専門職養成に関する検討を開始。

4. 保健所における研修医等の指導体制の強化（医政局医事課、健康局総務課地域保健室、厚生科学課）

（１）保健所において効果的な臨床医師研修が行えるよう、保健所指導者（医師及び医師以外の専門職）の養成に対して、研修等による計画的な支援を図られたい。

（ア）趣旨

効果的医師研修を実施するため、医師をはじめ保健所職員（種々の職種）が指導者としての技量を身につける必要がある。

（イ）具体的要望事項

国立保健医療科学院での研修再開、または、保健所長会等が主催する研修への技術的及び財政的支援。

（ウ）参考等

国立保健医療科学院では16年度で行政医師対象の臨床医師研修指導者研修を終了。

17年度以降、全国保健所長会にて指導者研修を継続予定。

（２）保健医療福祉従事者養成機関の学生実習やボランティア研修等の受入のため、保健所の体制整備に対する財政的支援を図られたい。

（ア）趣旨

保健所は保健医療福祉従事者の育成にとって有用な場であり、それらの育成に努めているが、設備、備品など不十分な面が多い。

（イ）具体的要望

研修受入実績に見合った補助等の財政的支援。

（ウ）参考等

5. 医事・薬事対策 ～安全な医療の提供～（医政局医事課）

（１）地域における医療安全の推進を目的とした医療安全管理支援事業を一層充実させるため、また、質が高い一定水準の医療立入検査をどの保健所においても行えるよう、研修等による保健所職員育成について引き続き支援されたい。

（ア）趣旨

保健所等における医療安全管理支援事業（相談窓口設置等）が開始され、以前にもまして対応職員の能力向上が必要。また、医療立入検査においては全国的にある程度の標準化が必要。

（イ）具体的要望事項

保健所の相談窓口機能向上に結びつく研修の継続、医療立入検査に関する各種職種への研修実施。

（ウ）参考等

(2) 院内感染対策にあたる専任看護師等の配置、及び医療安全対策にあたる専任安全管理者の配置に関して、これらの配置対象医療機関の拡大について検討を継続されたい。

(ア) 趣旨

医療立入検査の経験から、上記の様な専任職が配置されている医療機関においては、院内感染及び医療安全対策が充実していることが実感される。

保健所が医療機関と協働して良質な医療の提供を目指す上で、医療機関側の上記体制の充実が必要である。

(イ) 具体的要望事項

院内感染対策及び医療安全対策にあたる専任職の配置対象医療機関の拡大に関する検討の継続。

(ウ) 参考等

特定機能医療機関等に対して、昨年度から感染症及び医療安全に関して相当の職種の配置義務化が適応され、また、医療事故報告の義務化も行われた。

6. 精神保健福祉対策の推進（雇用均等・児童家庭局母子保健課、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課）

(1) 精神保健は、業務の専門的・広域的性格から、今後も保健所が地域の中核的役割を担うことが必要と考えられる。地域において保健所を中心とした精神保健施策の充実強化を図ることができるよう支援されたい。

(ア) 趣旨

精神障害者対策は、医療、保健、福祉がより緊密に連携した体制のもとで実施されて初めて有効なものとなる点が、身体・知的障害者施策と異なる。

この実効性のある連携体制の構築、保健及び福祉施策の効果的な実施に関して保健関連職種（保健師、精神保健福祉士等）の関与が非常に重要である。

精神保健福祉施策の多くが市町村へ移行しているが、市町村においては、専門職が配置されている保健所等との連携やその専門的指導を受けることが非常に重要である。

(イ) 具体的要望事項

「地域保健対策検討会」中の保健所のあり方において、保健所等専門職が配置された組織を精神保健福祉における地域に密着した拠点として位置づける（都道府県等の精神保健センターはより広域的対応の拠点）

1. 措置入院など専門性の高い障害者対応から在宅生活支援事業等の市町村業務に関する指導・協働にいたるまで、保健所の業務として位置づける。

(ウ) 参考等

「地域保健対策検討会」における議論の方向性からみて、一般精神保健福祉施策は“保健所”の必須業務からはずれる可能性がある。

(2) 「精神保健医療福祉の改革ビジョン」をふまえて、精神障害者における種々の保健福祉制度や施策の充実強化を引き続き図られたい。特に、地域生活への移行を促進するため、居宅生活支援事業のさらなる充実、社会復帰施設の拡充、雇用支援事業に対する財政的支援をより一層充実されたい。

(ア) 趣旨

精神障害者施策と他の二障害に対する施策の較差を早急に是正する必要がある。
社会的入院から在宅生活への移行が喫緊の課題と考えられる。そのためには、
地域における居宅生活支援体制の充実が急務。

(イ) 具体的要望事項

居宅生活支援事業、社会復帰関連施設拡充への財政的支援の継続。
よりきめ細かな雇用促進事業の充実。

(ウ) 参考等

平成17年度厚労省予算事項事項

1. 障害者の居宅生活支援サービス等の推進：ホームヘルプ、グループホーム等推進。
2. 精神障害者の社会復帰対策の推進：社会復帰施設の充実。
3. 精神障害者に対する総合的雇用支援の実施：事業主に対する支援、支援技法の開発。

(3) 精神科救急医療体制の整備促進を図りたい。

(ア) 趣旨

在宅生活への移行を円滑に促進するためにも、精神科救急医療体制整備は早急
に行う必要がある。

(イ) 具体的要望事項

二次医療県単位程度での輪番体制確立、中核的な精神科救急医療センター施設
設置の促進

(ウ) 参考等

平成17年度厚労省予算事項

1. 良質かつ適切な精神医療の効率的な提供：通院医療公費負担、精神科救急
医療センター整備。

(4) 精神障害者の社会復帰を図る観点から住民への精神障害に関する正しい知識の普及のさらなる促進、また、成人期の自殺防止やうつ病対策に関する普及活動及び相談体制の確立が必要である。全国的な普及啓発と同時に、保健所及び自治体での活動も支援されたい。

(ア) 趣旨

種々の普及啓発活動や相談体制の充実には、実施主体となる市町村への専門職
の配置および保健所から市町村への指導体制の確立が必要である。

(イ) 具体的要望事項

全国的な普及啓発活動の充実。
市町村等における精神保健福祉関連専門職の配置に対する財政的支援。

(ウ) 参考等

(5) 心神喪失者等医療観察法の施行に向け準備が進められている。本制度のうち特に社会復帰時に関しては、保健所をはじめとする地域の精神保健関連組織及び医療機関等とも充分な連携をはかることができるものであり、当事者と地域住民にとってよりよい施策となるよう検討を継続されたい。

(ア) 趣旨

制度の具体像について未だ明確でない部分も多いが、本制度の目的を達成するためには、措置医療機関から地域生活への移行及び地域でのフォローアップ体制が重要。

(イ) 具体的要望事項

医療機関、保護観察所、保健所、市町村等の実効性のある連携体制が盛り込まれた制度の確立。

保護観察所も含めた地域における関連職種確保に対する財政的支援。

(ウ) 参考等

制度の実際（施設整備や人員配置等）が未だ見えてこない。

平成17年度厚労省予算事項

1. 重大な他害行為を行った者に対する医療体制整備：当該者への医療、指定医療機関運営経費の負担、医療従事者等の養成研修。

(6) 緊急に入院が必要となる精神障害者の移送については、人権及び安全性の双方に配慮された適正な運用ができるよう人的配置、予算措置等について十分に配慮されたい。

(ア) 趣旨

措置入院等の搬送を含め精神障害者の救急移送については、保健所等の職員のみでは充分に対応ができていないのが現状。

(イ) 具体的要望事項

緊急対応ができる保健所等対応部門の職員配置への財政的支援。

都道府県における警察も含めた連携体制確立への支援。

(ウ) 参考等

警察との連携の円滑度は地域により様々である。

(7) 種々の災害被災者等に対する心のケア（PTSD対応）のため、専門家チームを養成し、被災地へ派遣するとともに、地域では精神保健センターや保健所等で継続的に支援できる体制の整備を図られたい。

(ア) 趣旨

心のケアは早期より専門家がかかわり、かつ、長期にフォローしていく体制が必要。

(イ) 具体的要望事項

国及び都道府県ブロック程度を単位とした、PTSD対応の専門家チームの養成。

これら、専門家チームの対象地域への派遣体制の確立。

保健所など地域の専門職へのPTSD関連研修の継続。

(ウ) 参考等

事例発生時の対応は行われているが、体制としては確立していない。

7. 結核対策の推進（健康局結核感染症課、医政局国立病院課、保険局）

(1) サーベイランスや予防接種等の事前対応及び患者の治療や接触者検診等の発生時対応に関する知見の集積に努め、結核対策が、より一層医学的根拠に基づいたものとなるよう

検討を継続されたい。また、制度改正にあたっては、医学的根拠に基づくことはもちろん、保健所等現場において現実的に対応が可能な制度設計を考慮されたい。

(ア) 趣旨

16年の結核予防法改正に関して、結核対策の種々の点で変更がなされたが、これら変更事項に関する医学的根拠等の情報を充分保健所等へ提供することが必要。

制度改正に際しては、専門家集団としての厚生科学審議会感染症分科会結核部会等、また現場対応担当部門としての保健所等の意見を充分聴取し、医学的根拠に基づき、かつ、円滑に移行しうる制度を熟慮する必要がある。

(イ) 具体的要望事項

感染症法との整合性も視野に入れ、かつ、結核感染拡大防止を充分考慮した入所命令手続きに関する現実的・効果的の見直し。

医学的根拠に基づく管理検診（治療終了後の対象者の把握）方法の見直し。

(ウ) 参考等

結核予防法、施行令、施行規則が改正され、基本指針も示された。

(ア) 国及び地方公共団体の責務について、感染症法第3条と同等の規定が結核予防法第2条で定められている。積極的疫学調査としての定期外の健康診断は、感染症法第5条と同等の規定が結核予防法第5条で定められている。(イ) 結核発生動向調査については、法には規定がなく基本指針で触れている。(ウ) 蔓延防止に関する公的権限等の法的規定については、定期外検診関連は改正されたが、第28条（従業禁止）と第29条（入所命令）は改正されていない。実質的に保健所における結核対応の基礎となっていた、種々の通知類が廃止された。

- (2) 結核基準病床数の見直しにおいては、結核患者数に応じた適正な結核病床の数及び地域的配置（二次医療圏単位程度）精神疾患を含む合併症を持つ結核患者に対応可能な体制等を考慮したものとなるよう検討されたい。また、政策医療として、独立行政法人国立病院機構での結核対応は堅持されたい。

(ア) 趣旨

今回の基本指針において、合併症を持つ結核患者に対応しうる結核病床確保があげられているが、早期に整備を図ることが必要。また、結核病床確保に関して地理的分布も考慮した配置が必要。

(イ) 具体的要望事項

病床単位での結核病床確保の促進（各種合併症対応、二次医療圏単位程度の地域での病床確保の方策として）。

独立行政法人国立病院機構における結核医療の継続を含め、地理的分布を考慮した結核病床の配置への支援。

(ウ) 参考等

基本指針に結核の合併症への記載がある。表現として、(ア) 独立行政法人国立病院機構に結核病床確保、(イ) 二次医療圏単位で合併症を持つ結核患者も入院治療可能な体制確保。

- (3) 都道府県が策定する予防計画が、より有効に実施できるよう技術的及び財政的支援を図

らりたい。

(ア) 趣旨

地域における結核医療の質的向上は一地域のみでは確保しがたく、国や地方厚生局による広域治療拠点の確保等に関する調整が必要。

(イ) 具体的要望事項

地域における結核医療拠点の整備に関する調整と財政的支援。

(ウ) 参考

法改正により、都道府県計画策定が必要。

(4) DOTS (Directly Observed Treatment, Short-course) を基本とする結核の治療成功率向上戦略をさらに推進されたい。また、医療機関と保健所を中心としたDOTS実施に対する技術的及び財政的支援を充実されたい。

(ア) 趣旨

結核予防法及び基本指針にDOTS対応が盛り込まれ、特に都市部ではその促進が必要。

(イ) 具体的要望事項

地域で実施するDOTS対策の体制整備への財政的支援の拡充。

(ウ) 背景等

法第25条(家庭訪問指導)及び第26条(結核患者等に対する医師の指示)及び基本指針にDOTSが盛り込まれた。

平成16年度は大都市において、結核の治療率向上(DOTS)事業に取り組んでいる。

(5) 多剤耐性結核について、実態把握、予防対策、治療方法の研究開発等をより一層推進されたい。

(ア) 趣旨

多剤耐性結核に関しては、実態把握はじめ治療薬剤の開発など基礎的研究に基づいた対策が必要。

(イ) 具体的要望事項

国レベルの知見の集積と研究の促進。

(ウ) 参考等

(6) 結核患者は減少しているとはいえ、現時点ではまだ、公的責任のもとに適正な医療サービスを確保すべき疾患であることに変わりはない。いわゆる社会的・経済的弱者(ホームレスを含む)を含め、患者等が結核治療を完遂できるよう、医療費の公費負担制度を堅持されたい。

(ア) 趣旨

日本の結核まん延状況等を考慮すると、結核は公的責任のもとに結核医療を提供すべき疾患の一つである。特に社会的・経済的弱者における治療完遂率が低い。

(イ) 具体的要望事項

医療費の公費負担制度の存続。

(ウ) 参考

法改正によっても、入所命令による治療及び通院に対する公費負担制度は維持されている。しかし、厚生労働省は単身生活者等に対しては、医学的（公衆衛生学的）に入院治療が必要な場合であっても入所命令を発出できないこととしており、公費負担制度の本来の意義が変えられる可能性も考えられる。

（ 7 ） 近年、増加している非結核性抗酸菌症については、治療薬剤の保険適応等、医療保険に関する整備を早急に図りたい。

（ア）趣旨

非結核性抗酸菌症の治療に関して、治療効果が認められているにもかかわらず保険適応薬剤はなく臨床現場では難渋している。

（イ）具体的要望事項

非結核性抗酸菌症に対する治療薬剤の保険適応等の早急な整備。

（ウ）参考等

現時点で厚生労働省としては、非結核性抗酸菌症の治療薬剤の保険適応等に関して対応をとる予定は無い。

（ 8 ） 今後も（財）結核予防会結核研究所等への支援を通じて、結核対策の専門家（指導者）の養成及び保健所の結核対策従事者に対する研修を充実強化されたい。

（ア）趣旨

（財）結核予防会結核研究所等における研修は非常に有用であり、結核対策の専門家養成や保健所の結核対策従事者育成には欠かせないものとなっている。

（イ）具体的要望事項

現在実施されている研修の存続

（ウ）参考等

8 . 感染症対策の推進（健康局結核感染症課、医薬食品局企画情報課検疫所業務管理室）

（ 1 ） 重大な健康被害をもたらしうる輸入感染症（動物由来感染症を含む）に対して関係省庁と連携し、国及び都道府県におけるサーベイランス体制や防疫体制のより一層の強化継続を図りたい。

（ア）趣旨

感染症予防法の改正がなされ、輸入感染症、動物由来感染症対策は充実されてきているが、これらの対策を継続して見直すことが必要。

（イ）具体的要望事項

医学的根拠に基づき迅速に届出疾患を見直すことができる体制の充実。
地域における検疫所及び保健所等関連組織の連携体制確立への支援。

（ウ）参考等

輸入感染症に関連した事項では、感染症法の改正を行うことにより国としての対策強化は打ち出されている。

平成 17 年度厚労省予算事項

1. 動物由来感染症対策推進：届出制度に関するシステム整備、新興・再興感染症対策に関する研究推進。

- (2) 動物検疫体制の拡充に加え、動物取扱業者対策や獣医師からの届出疾患の適時見直し等の国内体制についても対策強化を継続されたい。
- (ア) 趣旨
動物検疫の強化等の対策は打ち出されているが、国内体制が未だ不十分。
- (イ) 具体的要望事項
検疫対象動物・疾病、獣医師の届出疾患の適時見直し。
動物取扱業者が行う対応義務と行政からの指導内容の明確化。
- (ウ) 参考等
感染症法の改正を行うことにより国としての対策強化は打ち出されている。
動物愛護管理法の一部を改正する法律案において動物取扱業の適正化が提示されている。
- (3) バイオテロや新感染症の発生に備えるために、国が指定する特定感染症指定医療機関の拡充整備を早急にはかられたい。また、第1種感染症指定医療機関についても、都道府県において指定することが困難な地域については、独立行政法人国立病院機構を含む公的病院を指定するよう国による積極的な調整を図られたい。さらに、第1、2種感染症指定医療機関の施設整備及び運営に対してより一層の財政的支援を検討されたい。
- (ア) 趣旨
感染症指定医療機関の整備を質的及び量的に促進する必要がある。
- (イ) 具体的要望事項
特定感染症指定医療機関のみでなく、少なくとも第1種感染症指定医療機関の指定に関して、自治体に対する国の積極的な調整機能の発揮。
第1、2種感染症病床運営に対する財政的支援の充実。
- (ウ) 参考等
- (4) 都道府県が策定する「感染症予防計画」に基づいた施設整備・運営への財政的・技術的支援を一層充実されたい。
- (ア) 趣旨
都道府県における体制整備に欠かせないものとして、医療機能、検査機能の整備があるが、財政的・技術的にも都道府県のみでは充実させることが困難な面がある。
- (イ) 具体的要望事項
感染症指定医療機関の整備については、上記(3)に同じ。
医師、獣医師等の卒後教育として感染症専門家の育成(医療、公衆衛生学)方策の検討。
現在進められている「地域保健対策検討会」の「地域における健康危機管理のあり方」の中で、地方衛生研究所の明確な位置づけとその機能拡充に対する財政的支援。
- (ウ) 参考等
- (5) 感染症法に基づく予防対策等の質的充実を図るため、指定医療機関、保健所、衛生研究所等の職員を対象とした全国規模の研修を継続されたい。

(ア) 趣旨

地域において一次的な対応を行う医療及び公衆衛生専門家の育成が必要。

(イ) 具体的要望事項

現在の研修を継続。

(ウ) 参考等

国としても充実を図っている。

- (6)若い世代に対する性感染症対策を強化するために、国においても文部科学省等との連携を充実強化されたい。

(ア) 趣旨

地域によっては保健部門と教育委員会の連携はみられるが不十分。国においても、連携に関して種々の取り組みがなされているが不十分。

(イ) 具体的要望事項

保健所が教育機関との連携を有機的にできるような仕組みの構築を、国（厚生労働省と文部科学省協働）としても検討。

現在見直し中の「エイズ予防指針」において、国及び自治体における両部門の連携を明確に位置づけること。

(ウ) 参考等

- (7)H I Vの感染拡大を防止するため、国民に対する全国的啓発活動の一層の強化を図るとともに、保健所等における迅速検査法の導入等、H I V検査を受けやすい体制づくりに一層の支援を図られたい。

(ア) 趣旨

H I Vに関する情報提供やキャンペーンは国レベルでも充分に行う必要がある。

(イ) 具体的要望事項

最近の麻疹キャンペーンや結核緊急事態宣言のような国レベルのキャンペーン活動。

保健所等が行うH I V検査・相談体制拡充に対する財政的支援の充実。

(ウ) 参考等

平成17年度厚労省予算事項

1. エイズ対策の推進：普及啓発、相談・検査体制の充実。

(一般要望)

9. 歯科保健対策の推進（医政局歯科保健課、雇用均等・児童家庭局母子保健課）

- (1)8020達成のため、小児、思春期、妊産婦、成人、高齢者等ライフステージに見合った歯科保健施策のさらなる充実を図られたい。

(ア) 趣旨

歯科保健施策も、齲歯や歯周疾患等歯科的疾患の発生予防が重要であり、発生予防が健康増進に結びつくことから、すべてのライフステージにおいて取り組むべき課題である。

(イ) 具体的要望事項

自治体に対する、医学的根拠に基づいた歯科保健施策の提示や情報提供等、技術的支援。

改正介護保険法の新予防給付に含まれる「口腔機能向上」サービスの実効的な提供方策の検討。

(ウ) 参考等

- (2) 精神障害を含む障害者、難病患者、寝たきり高齢者等においては、歯の健康保持や嚥下障害の改善等は介護度等の維持・軽減につながる。また、AIDS患者・HIV感染者等にとっては、安心して歯科治療が受けられるしくみの構築が望まれている。これらの障害者等を対象とする特殊歯科保健体制の充実強化を図られたい。

(ア) 趣旨

上記の特殊歯科保健体制の整備は自治体独自の福祉施策としてのみ行っているのでは不十分な面が多い。

(イ) 具体的要望事項

上記の特殊な歯科診療や保健施策の制度化に関する検討（支援費制度・介護保険制度等への導入等）。

AIDS患者・HIV感染者の歯科治療においては、実施されているモデル的な事業等への財政的支援。

(ウ) 参考等

- (3) 地域歯科保健に従事する公衆衛生歯科医師や歯科衛生士等人材の育成・確保に対する支援を充実されたい。

(ア) 趣旨

齲歯や歯周病疾患においても、一次予防（発病予防）の考え方の周知が必要であり、保健所等での歯科保健事業は重要である。地域歯科保健の展開のため、上記専門職の育成・確保は、他職種と同様重要である。

(イ) 具体的要望事項

医師臨床研修制度と同様、歯科医師においても歯科医師臨床研修を含めた地域保健に関する卒前卒後教育の充実と上記職種の確保方策の検討。

歯科保健従事者に対する研修の継続。

(ウ) 参考等

10. 成人・老人保健対策の推進（老健局総務課、老人保健課、介護保険課）

- (1) 18年度に設置が予定されている地域包括支援センターでの虐待対応や「高齢者虐待防止ネットワーク」の構築等、高齢者虐待予防対策を継続して推進されたい。

(ア) 趣旨

高齢者虐待においても、発生予防及び早期発見ができる体制の確立が必要。

(イ) 具体的要望事項

地域で実施される「高齢者虐待防止ネットワーク」の構築への財政的支援の充実。

高齢者虐待防止に関する全国的な啓発活動の実施。

(ウ) 参考等

平成17年度厚労省予算事項

1. 在宅介護支援センターにおいて、高齢者虐待の早期発見やケースマネジメントを行う「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築。

(2) 介護予防対策が継続的かつ総合的に行われるよう、医療を含む地域リハビリテーション体制整備への支援と同時に、介護保険法改正にあたっては、新予防給付や地域支援事業等の介護保険制度と老人保健事業の整合性がとれた制度設計を十分に検討されたい。

(ア) 趣旨

現時点では、新たな地域支援事業と現在までの老人保健事業の整合性が明確にされていない。

(イ) 具体的要望事項

対策が年齢や制度で分断されず、継続的かつ総合的となるよう、制度設計にかかる十分な検討。

地域リハビリテーション体制整備への支援継続。

(ウ) 参考等

平成18～19年度中に体制の整った市町村は、「介護予防システム」を導入。要介護高齢者向けの「新予防付」と要介護になる前の高齢者を対象に「地域支援事業」の二本立て。地域包括支援センターの設置。

平成17年度厚労省予算事項

1. 介護予防10カ年戦略による効果的な介護予防対策の推進。
 - (ア) 介護予防サービス提供拠点整備の推進(3000カ所)
 - (イ) 効果的な介護予防プログラムの開発・普及
 - (ウ) 地域で支える認知症ケア(認知症サポート体制整備、認知症ケアの人材育成推進、家族への支援プログラム構築等)
2. 持続可能な介護保険制度構築と関連施策推進。
 - (ア) 持続可能な介護保険制度の構築：介護保険制度の見直し実施
 - (イ) 介護サービス提供体制整備：地域介護・福祉空間整備等交付金創設、ユニットケア研修の充実
 - (ウ) 介護サービスの質の向上：情報開示システムの構築と情報開示の標準化、ケアマネジメントの質の向上として介護支援専門員への現任教員教育実施・支援体制整備・管理システム構築

(3) 介護保険と老人保健事業との連携を視野に入れ、また、新たに設置される地域包括支援センターを有効に機能させるため、同センター、在宅介護支援センター並びに介護保険事業者やそれらに所属する介護支援専門員及びヘルパー等職員の育成を継続して図っていただきたい。

(ア) 趣旨

地域包括支援センターが発足した一因として、財政的問題の他介護保険制度下において介護支援専門員等の育成不足のため高齢者ケアマネジメントが十分に行えなかったことも挙げられる。

(イ) 具体的要望事項

介護保険事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター職員の研修等による計画的育成。

(ウ) 参考等

介護保険法改正による地域包括支援センターの設置とそこへの専門職の必置。
上記(2)の参考等 の2のウ。

1 1 . 難病対策の推進(健康局疾病対策課)

(1) 特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業の充実に引き続き努められたい。特に、難病相談・支援センターを含む居宅生活支援事業のさらなる充実を図られたい。
また、自治体への特定疾患・小児慢性特定疾患医療費助成についても充分手当てされたい。

(ア) 趣旨

両研究事業対象疾患患者にとっては、医療費の自己負担が発生した。これを受け、対象疾患や助成基準等の適切な適時の見直し、居宅生活支援や相談事業の充実は欠かせないものとなった。

(イ) 具体的要望事項

難病相談・支援センター機能の充実への技術的・財政的支援。
難病居宅生活支援事業制度の見直し(対象者見直しや他の制度との統合を含む)、
自治体への医療費助成金の確保。

(ウ) 参考等

平成16年度より制度改正があり、自己負担限度額の変更、軽症者の対応など患者の経済的負担が増大した面もある。一方、難病相談・支援センターの設置や居宅生活支援事業日常生活用具給付の拡充など制度的な充実も図られている。
小児慢性特定疾患も法制化された。

平成17年度厚労省予算事項

1. 難病対策の推進：調査研究事業の推進、支援センター事業等の充実。
2. 治療研究事業を実施すると共に、日常生活用具の給付など福祉サービスを実施。

(2) 介護支援専門員やヘルパー等が、難病の特性を知り適切な介護サービスを提供できるよう、これらの介護保険関係者の資質の向上を目的とした研修を一層充実されたい。

(ア) 趣旨

難病患者のケアマネージメントを充実させるため、介護保険関係者における難病関連知識の向上が必要。

(イ) 具体的要望事項

介護保険関係者に対する難病関連研修の充実。

(ウ) 参考等

(3) 介護保険サービスにおける難病患者対象枠の拡大について検討されたい。

(ア) 趣旨

難病患者に対する居宅生活支援事業も設けられているが、制度として使いにくい面があることは否めず、介護保険非該当者に対しては提供しうるサービスが

限定されている。

(イ) 具体的要望事項

難病患者対象枠の拡大について検討継続

(ウ) 参考等

(4) 難病患者、特に若年・壮年者に対する就労支援体制の整備について検討願いたい。

(ア) 趣旨

若年・壮年者の難病患者では、通常の就労が困難な場合がしばしば見られる。
自立支援のためにもきめ細かな就労支援施策が必要。

(イ) 具体的要望事項

地域における就労支援体制整備への技術的、財政的支援。

(ウ) 参考等

12. 食品保健対策の推進（医薬食品局食品安全部企画情報課）

(1) 各自治体が策定、実施する監視計画をより実効性のあるものとするため、保健所における専門職の確保及び人材育成のための研修等に対して支援を継続されたい。

(ア) 趣旨

実効性のある監視計画を策定・実施するためには、保健所専門職の充実を欠かすことはできない。自治体における専門職の確保及び育成策の充実が必要。

(イ) 具体的要望事項

国として、自治体における獣医師はじめ食品衛生監視員確保への支援方策の検討。

それら職種の質的向上のための研修の拡充。

(ウ) 参考等

(2) 食品による健康被害防止のため、迅速で的確な情報収集と還元を目的とした組織・機能を充実させることにより、保健所でも利用しやすい情報システムの構築を検討されたい。また、消費者への食の安全に関する情報提供体制も継続して充実されたい。

(ア) 趣旨

独立行政法人国立健康栄養研究所等において、食品の安全に関する情報収集と還元がなされはじめているが、保健所等の関連行政機関及び一般国民それぞれが使いやすい情報システムの構築が必要。

(イ) 具体的要望事項

国の関連機関と自治体との情報交換システムの充実。

リスクコミュニケーション関連事業の拡充。

(ウ) 参考等

現在、相当組織として、(ア) 食品安全委員会（医薬食品局食品安全部企画情報課が事務局）(イ) 独立行政法人国立健康栄養研究所（健康食品の安全性・有効性情報）が有り、健康食品に関しては、独立行政法人国立健康栄養研究所ホームページで情報還元活動が開始されている。食の安全全般に関しては、食品安全委員会が設置されている。

平成17年度厚労省予算事項

1. 食品衛生法に基づく基準策定推進：食品添加物の安全性確認、残留基準未設定の農薬等の計画的基準策定、重金属など食品汚染物質の安全性検証。
2. 消費者等への情報提供の充実：消費者への情報提供と消費者との意見交換（リスクコミュニケーション）。健康食品対策の充実強化。国民への情報提供方策の構築、虚偽・誇大広告に対する監視強化。
3. 輸入食品等の安全対策強化：輸入食品監視強化、健康食品対策充実・強化（国民への情報提供方策の構築、虚偽・誇大広告に対する監視強化）。

(3) 多発するノロウイルス感染症について、疫学の解明をすすめられたい。また、カンピロバクターによる食中毒も多発しており、これらの病原体に対して日本の食習慣を考慮した健康被害予防対策を検討されたい。

(ア) 趣旨

食品関連のノロウイルス感染症対策として、カキ業者等による自主検査や自治体ごとの行政指導が行われているが、一貫した方策がとられていない面があり、感染予防が不十分。カンピロバクターによる食中毒も、鶏等の生食が食習慣として定着しており、現場での行政対応は難しい。

(イ) 具体的要望事項

カキや鶏の生食など食習慣上完全な規制は困難ではあるが、感染症・食中毒予防の観点から国として何らかの規制方策の検討。

国民に対して、国レベルにおいてもノロウイルス、カンピロバクター等による感染症・食中毒に関する情報提供と周知。

(ウ) 参考等

平成17年度厚労省予算

1. 食品安全に関する研究推進。

13. 災害弱者対策の充実（総務課、社会援護局保護課災害救助・救援対策室、健康局疾病対策課、健康局総務課保健指導室等）

(1) 災害時の課題の一つとして、障害者をはじめ、透析患者、難病患者等災害弱者への支援が挙げられる。これら自治体が行う災害弱者支援体制の構築に対して、技術的、財政的支援を検討されたい。

(ア) 趣旨

災害に伴う弱者支援は保健部門の大きな課題の一つであるが、対策が進んでいるとは言いがたい。国の役割として技術的、財政的支援の拡充が必要。

(イ) 具体的要望事項

地域が行う都市部、郡部など地域の実情に見合った支援体制構築に対する、研修等による人材育成等の技術的支援。

自治体を実施する体制整備に対する財政的支援。

(ウ) 参考等

厚生労働省は、新潟県中越地震において高齢者、障害者等の要援護者への緊急的対応を行っている。

(2) 国においては、保健関連の専門職派遣や機器提供等自治体を越えた広域的な応援が円滑に

行われるよう、自治体間等の調整を行う体制の充実を図りたい。

(ア) 趣旨

災害時の国の役割として、広域調整が重要。

(イ) 具体的要望事項

自治体に対する、地方厚生局単位程度での広域的情報収集・提供体制の構築。

上記レベルでの、人的・物的応援に関する調全体制の構築。

(ウ) 参考等